

【重要なお知らせ】休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

当組合では、2018年1月に施行される、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（休眠預金等）につきましては、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義につきましては、下記のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客さまのご請求（※）により、所定のお手続きを経て、いつでも払戻しいたします。

※ご請求にあたっては、ご本人さまの預金であることを確認させていただくため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険法上の付保対象となっている預金をいい、当組合では下記の預金等が対象となります。

預金等に該当するもの

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金
通知預金、定期預金、定期積金、別段預金

預金等に該当しないもの

財形貯蓄、マル優口座

- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。
 - 当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - 当該預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等）
 - 当組合が当該預金等に係るお客さまに対し、当該預金等に係る金融機関・店舗の名称、預金種別、口座番号等、口座名義人の氏名（名称）、元本額等の事項を通知した日（宛所不明等で返送されなかった場合に限り）
 - 当該預金等について預金等に該当することとなった日

※なお、当組合では、上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条1項3から5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

- 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払の停止が解除された日
- 強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日
- 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、または予定されていた（入出金を当組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行われた日（または行われなかったことが確定した日）

- 「異動」とは、当該預金等に係るお客さまおよびその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、下記の表にあるお取引が該当します。

預金の種類	法定異動事由（※1）	当組合が認可を受けている異動事由（※1）		
		通帳・証書の発行、記帳、繰越（※2）	A T Mによる残高照会（※3）	総合口座等に含まれる他の預金等の異動（※3）
当座預金		—	—	—
普通預金	・引出し、預入れ	○	○	○
貯蓄預金	・振込みの受入れ、払出し	○	○	—
納税準備預金	・口座振替その他の事由による預金額の異動	○	—	—
通知預金		○	—	—
自由金利型定期預金	※当組合からの利息の支払に係るものを除きます。	○	—	○
自由金利型定期預金（M型）		○	—	○
期日指定定期預金	・手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求	○	—	○
変動金利定期預金	※当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。	○	—	○
まるまる定期預金		○	—	○
自動継続まるまる定期預金		○	—	○
定期性総合口座	・お客さまから、公告の対象となる預金にかかる情報の提供の求め	○	○	○
定期積金		○	—	○

※1：異動事由においては、法律で一律に定められている全金融機関共通の「法定異動事由」と各金融機関が認可を受ける「認可異動事由」があります。

※2：記帳取引で記帳する取引が無かった場合を除きます。

※3：平成31年3月10日以降に取扱が行われたものに限ります。

